

回答書

入札件名：鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力

栃木県下水道管理事務所

	質問	回答
1	協議契約の県央浄化センターについては、契約開始日とあわせて契約電力を変更しますでしょうか。 契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。） また、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。	仕様書のとおり契約電力の変更を予定しています。契約電力の切り替え時期については了承します。
2	契約電力を変更（増加・減少）する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約変更日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。）	了承します。
3	協議契約の県央浄化センターについて、電気需給開始日時点で過去1年間の実績最大電力が仕様書の契約電力を上回っている場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は過去1年間の実績最大電力でのご契約となりますがご了承いただけますか。	了承します。
4	実量制契約の4地点（東第1ポンプ場・南第1ポンプ場・南第2ポンプ場・県央浄化センター消化ガス発電設備）については、契約期間中に受電設備（トランス・変圧器容量等）の増設工事を予定している施設はありますでしょうか。 該当する施設がある場合、増設工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで契約電力を減少または需給契約を廃止される場合は、増加された日に遡って、接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。	受電設備の増設は予定していません。
5	現時点において受電設備（トランス・変圧器容量等）の増設工事が予定されていなくても、予定の変更等で、上記の事例となった場合は、増加日された日に遡って、接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。	了承します。

6	電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、接続送電サービス料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。	了承します。
7	弊社は令和6年4月1日の電気需給約款の改定により電力量単価が単一となる料金プラン(ベーシックプラン)での応札となります。毎月の電力量料金内訳も(夏季・その他季等2窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等4窓)の区別がなく、単一単価が表示されますがよろしいでしょうか。	了承します。
8	入札金額を税込金額から税抜金額(110分の100に相当する金額)にする場合は円未満切り上げ(小数点以下切り上げて表示)の算定方法でよろしいでしょうか。	切り上げです。
9	電気料金請求書(払込用紙)はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておられません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」にてお知らせさせていただきますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	了承しました。
10	落札後の契約条件を確認する必要があるため、入札前に契約書(案)をご提示いただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
11	一般送配電事業者の託送供給約款の見直し(レベニューキャップ制度)等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用率であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	協議に応じます。
12	弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、ベーシックプランの燃料費調整額および市場価格調整額による調整を行うことでよろしいでしょうか。	問題ありません。
13	契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることでよろしいでしょうか。	問題ありません。

14	弊社が落札した場合、一般送配電事業者の制度により、毎月の計量日は一般送配電事業者が定める、計量日となりますがよろしいでしょうか。 その場合、契約終了日前後での請求書の合算は行えず、場合により年間の請求が13回になることがありますかよろしいでしょうか。	了承します。
15	質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	可能です。
16	入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	変更や修正が生じることはありません。
17	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	了承します。